

欧米における最近の主な衛星放送制度に関する動向

[資料 5 - 3 - 5 改訂 (青字部分追加)]

米国 FCC第12次多チャンネル映像番組配信市場に関する年次報告書 (2006年3月)【競争状況の分析】

2006年2月10日、FCCは「映像番組配信市場における競争状況の年次評価」を承認。同年3月3日、報告書本体が公表。本報告書は、1934年通信法第628条(g)により、ケーブル事業者、DBS事業者、現在市場に参入してきている地域通信事業者、そして、その他の事業者を含む多チャンネル映像番組配信事業者間における競争状況に関し、FCCが毎年議会に対し報告する義務があることに基づくもの。2005年に当該市場で発生している変化、そして、次のような衛星放送や技術に関する事項等、関係事業者間での競争を促進又は阻害している要因、競争に影響を及ぼす市場構造及び条件について調査し、諸外国の市場における発展についての調査を実施。

DBS (Direct Broadcasting Satellite, BS放送用周波数等を利用。) サービスは、次の3者により提供。2005年6月現在、アメリカの約2,612万世帯がDBSサービスに加入(昨年報告された2,316万世帯から12.8%の増加)。そして、DBSサービスは、アメリカの全多チャンネル映像配信サービス加入者の約27.7%を占める。これは、ローカル・イントゥ・ローカルサービスの増加、マルチルーム視聴やHD、DVRといったサービス強化、そして、地域通信事業者とのDSLサービスと共同マーケティングの強化に起因。

- 1) DIRECTV: 最も大きなDBS事業者。2番目に大きい多チャンネル映像番組配信事業者。2005年6月現在、1,467万世帯にサービス提供(2004年同月現在の1,304万世帯から163万世帯、12.5%の増加)。
- 2) EchoStar: 2番目に大きいDBS事業者。3番目に大きい多チャンネル映像番組配信事業者。2005年6月現在、約1,145万世帯にサービス提供(2004年同月現在の1,012万世帯から13.1%の増加)。
- 3) Dominion Video Satellite: 100万加入よりは少ない世帯に提供。20のファミリー及び宗教向けのチャンネルを提供。

地上ローカル放送局の番組送信については、210のテレビジョン市場のうち167市場(全米のテレビジョン視聴世帯の96%に該当) において、少なくとも1のDBS事業者によるローカル・イントゥ・ローカルサービスが提供。

- 1) DIRECTV: 134の市場でローカル・イントゥ・ローカルサービスを提供し、アメリカのテレビジョン視聴世帯の約93%をカバー。
- 2) EchoStar: 162の市場とプエルトリコにおいてローカル・イントゥ・ローカルサービスを提供し、アメリカのテレビジョン視聴世帯の約95%をカバー。

DBS事業者は、HDサービスの提供を続けているが、それらの衛星における容量の限界により、提供可能な範囲については依然として制限。

- 1) DIRECTV: ESPN HD, ESPN2 HD, Discovery HD Theater, HDNet, HDNet Movies, そして、Universal HD が含まれ、月額10.99ドル。一部の市場において、ABC, CBS, Fox, そして、NBCの全国的なHDの放送を配信。一部の市場においてHDの地上ローカル放送局を配信するため、Spaceway F1衛星(2005年4月打上。複数の大きな市場にて地上ローカル放送局のHD放送を配信するために利用することを予定している4つのKaバンド衛星の第1号。) を利用することを計画中。2005年10月初めに、幾つかの市場におけるHDの地上ローカル放送局の送信を開始。
- 2) EchoStar: 昨年より ESPN HD, Discovery HD, TNT in HD, HDNet, そして、HDNet Movies をはじめとして、今年に、VOOM HD Network の提供により、HD番組を拡大。また、HBO HDTV, Showtime HDTV, CBS HDTV, そして、DISH Network Pay-Per-View in HD も提供。2つのHD受信機を提供し、一体化された1つの機器及びサービスのパッケージを提供するため、HD対応STBとプラットパネルLCDテレビ受信機をパッケージ化。2006年2月、ニューヨークとロサンゼルスにおいて、HDの地上ローカル放送局の配信を開始。

MPEG2に代わる高度な技術は、デジタル映像を伝送するにあたり必要となる周波数帯幅を大きく減少させることが可能。高度圧縮技術では、新しいハードウェアに関し多大な投資が必要となるが、多チャンネル映像配信事業者は高度圧縮技術が可能とする周波数帯幅の効率的利用に大きく期待。多チャンネル映像配信事業者は、現在、次の2つのコーデック(MPEG4/H.264、VC-1) に注目。2005年1月に、DIRECTVは、2007年までに全国的にHDの地上ローカル放送局を提供することを目的として、その運用をMPEG4/H.264に移行し始めていることを公表(2005年に12の地域においてMPEG4/H.264によるHD番組の送信を開始。また、EchoStarは本年2月1日に、MPEG4/H.264によるHD番組の送信を新しく開始)。

英国 Ofcom通信市場年報2005(2006年2月)

【競争状況の分析】

2006年2月28日、Ofcomは、「通信市場年報2005」の中間期データ(2005年4～9月期)を公表。放送の現状等について、次のような最新動向の概要を取りまとめ。

デジタルテレビの普及率は、2005年第3四半期末でイギリス世帯の66%である1650万世帯まで到達(前年同期末は56%)。

無料地上波デジタルテレビ「Freeview」のみの視聴世帯数は、2005年9月までの6か月間で新規に71万6千件増加し、580万世帯に到達。他方、無料衛星放送の視聴世帯数は、同年9月末までの6ヶ月間で10万件増加し、55万件まで到達。

有料衛星放送の加入世帯については、2005年9月末までの6ヶ月間で12万3千件(2%)増加し、750万件まで到達。

米国 FCC多チャンネルサービスの提供におけるアラカルト等に関する報告書2006年2月【視聴者利益の向上】

2006年2月9日、FCCは、2004年11月に議会に提出されたアラカルト等に関するFCC報告書(以下「旧報告書」)における仮定と結論について再検討を行った新しい報告書(以下「新報告書」)を公表。以下の「FCCマーティン委員長意見表明(2005年11月)」における経済的な裏付けとなる分析となるもの。

新報告書では、旧報告書は誤った仮定に基づいた結果、アラカルト等は経済的ではないと誤った結論が導かれていると報告。むしろ、現在の番組サービスをバンドルするというやり方は、一般人をその購入可能な価格の範囲内から一層押しだし、複数の加入者に多チャンネルサービスの購入を控えさせながら、小売価格をつり上げている可能性があるとの報告。

アラカルト等のうちいくつかのモデルについては、今日のバンドルされたサービスよりも、視聴者のニーズに応える多様な番組を促進させる点で、より良いことが証明され、視聴者のうちマイノリティによって評価される番組が、市場に参入することをより容易にする可能性があること等について報告。

欧州 視聴覚メディアサービス指令案(2005年12月)

【コンテンツ規制】

「国境なきテレビ指令」(1989年)を改正し、名称変更。今後欧州議会等で採択予定。

コンテンツ規制の対象について、従来の「テレビ放送」から、IPTVやVOD等を含む電子通信による公衆向けの動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大し、青少年保護、差別増長の禁止、欧州制作番組へのアクセス促進、一部の広告規制等の規制を設定。

「視聴覚メディアサービス」において、従来型のテレビ放送、IPTV等の送信側が伝送をコントロールする「リニア視聴覚サービス」については、以上の規制に加え、重要イベントへのアクセス、ポルノ・暴力番組規制、欧州制作番組比率規制、広告規制、反論権等を設定。他方、VOD等の受信側が伝送をコントロールする「ノンリニアサービス」については以上の規制のみが設定。

米国 FCCマーティン委員長意見表明(2005年11月)

【コンテンツ規制】

同委員長が上院商業委員会において意見表明し、CATV及び衛星放送事業者に対し、青少年にとって有害と思われる番組が増加していることについて、関係事業者等において対処すべきことを

要請。

地上波による放送事業者に対しては当該番組に対する規制がある一方、CATV及び衛星による多チャンネルサービスにおいては、親がその子供にとって有害ではない番組をそれら単体で視聴契約をすることができず、むしろ、親が望む子供に優しいチャンネルを視聴するためには、視聴させたくないチャンネルも合わせて契約することを強いられていることを踏まえ、地上波と同様のコンテンツ規制を課すことも視野にいれつつ、まずは関係事業者において、子供の視聴に適切な番組からなるパッケージサービスやアラカルトベースでチャンネルが提供されることを要請。現在、関係事業者においては、当該要請を踏まえ、主に新サービスを提供する方向で対応。

英国 プラットフォーム規制に関するガイドライン案(2005年11月) 【プラットフォーム規制】

コンディショナルアクセスサービスやEPGサービス等のいわゆるプラットフォームサービスに関する公平性、合理性かつ無差別性について、当該サービスの料金設定に関する各種費用(STB無償配付に係る費用等)の計上・配分、会計分離、そして、その料金又はその設定方法の公表等について、Ofcomの考え方を事前に明らかにするためのガイドライン案に対するパブコメが実施。期間は2005年11月から2006年1月25日。

当該考え方を整理するにあたり、Ofcomは、様々な趣味及び利益の興味を引く(appeal)高品質(quality)の映像及び音声サービスの範囲(range)と多元性(plurality)を確保する義務に基づき、「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件等について、透明性、予見可能性、そして、実行可能性の3つ基準に基づいて検討。

当該サービスを提供するとともに、自ら放送事業者(TLCS事業者)として映像サービスを提供し、さらに、STB無償配布や広告宣伝等の販売促進事業をも行っている垂直統合された事業者(Sky)が念頭に置かれ、特に、Skyのプラットフォームサービスについては、放送事業者としてのSkyとその他の放送事業者(Sky以外の有料TV事業者、公共放送事業者、無料地上放送事業者等)が利用しているが、当該事業者間における当該サービスにおける「公平、合理的かつ無差別」な料金及び提供条件の在り方について配慮。

英国 西経33.5度における放送衛星用チャンネルの利用(2005年8月) 【新たなBS放送】

RR(無線通信規則)におけるプランにより国際的に分配された12GHz及び17GHz帯に関する西経33.5度におけるチャンネルを新たに利用することについて、2000年以降数回のパブコメを経て、国内の1事業者に対し当該チャンネル等の利用に関する条件について国内調整を行い、ITUに対し通告等を行うことについて、Ofcomが2005年8月に決定。

当該チャンネルの新たな利用については、デジタル放送コンテンツ、インターネット関連のアプリケーションによる生成されるデータ等に関し、消費者において低コストで、簡便に、ユビキタスに受信することが可能な広帯域へのアクセスを必要としており、今後ますます、インターネットにより提供される無数の情報系、教育系、娯楽系のサービス、また、VOD等の新サービスへのより高速なアクセスが求められていることを踏まえ、更なる周波数帯域の供給とブロードバンドサービスの急速な展開を可能にすることが目的。

米国 GAO(会計検査院)DBS加入者増に関する報告書(2005年4月) 【競争状況の分析】

2005年4月6日、GAO(1921年予算会計法に基づき、予算執行面の監視機能強化を図

り、予算編成に対する大統領の権限強化とのバランスを図るために、議会に設置された米国の会計検査院)に対して、上院司法委員会の反トラスト・競争政策及び消費者の権利に関する小委員会の議長等によりDBSが様々な市場状況においてケーブルと競合している程度に関する情報の提供が求められたことに対し提出された報告書。本報告書では、特に、次の結果について報告。

DBSサービスの加入者は2001年以来急速に増加。同年7月には、約1550万世帯(アメリカ全世帯の約13%)が加入。2004年1月までに、2130万世帯(アメリカ全世帯の17.4%)が加入。このように、DBS加入者数は、2年半の期間において、37.8%増加。

地方におけるDBS普及率は、従来から最も高い。しかし、2001年以降、当初は普及率が低かった都心部及び郊外において、普及率が急速に増加。同年には、地方における普及率はほぼ26%、郊外は14%、そして、都心部は約9%。2004年までには、地方は約29%、郊外は18%、そして、都心部は13%に増加。すなわち、2001年から2004年の期間にわたり、DBS普及率は、地方は15%の成長率であるのに比べ、都心部は50%、郊外は32%の成長率。

DBS普及率は、ローカル市場における競争の度合い及び種類に影響。比較的少数のアメリカ世帯(9%以下)は、住む地域においてケーブルテレビが利用可能でない。他方、当該地域では、ケーブルテレビが利用可能である地域よりも、DBS普及率は53%ポイント大きい。ケーブルテレビが利用可能な地域では、ケーブル事業者はますます、トリプルプレイといった先進的なサービスを提供。2004年には、ケーブル事業者は先進的サービスを提供している地域と比べ、当該サービスを提供していない地域では、DBS普及率は約20%ポイント大きい。また、ほとんどの地域では、ケーブル事業者は他の有線ベースの競争相手と競争していないが、限られた地域ではケーブルテレビの有線ベースの提供者が1つ以上存在し、このような地域では、DBS普及率は、たった1つのケーブル提供者が存在する地域よりも8%ポイント低い。

DBS普及率に影響を及ぼす多数の要因をコントロールするための計量経済モデルを利用し、普及率に影響を及ぼすキーとなる次の3つの地理的要因及び3つの競争的要因を特定。

1)地理的要因

共同住宅及び分譲マンション等の集合住宅が高く普及した市場においてより低いこと、
衛星からの送信に面するために、パラボラアンテナが空よりも地平線に向かって比較的低い角度で設置されなければならない地域においてより低いこと、
大都市でない地域においてより高いこと。

2)競争的要因

ケーブル事業者のシステムがより多くの容量を有する地域においてより低いこと、
1つ以上の有線ベースのケーブル事業者が存在する地域においてより低いこと
DBS事業者がABCの系列局等ローカル放送局を送信する地域においてより高いこと。

米国 衛星放送視聴拡大法(2004年12月)

【競争条件の整備】

衛星放送(DBS: Direct Broadcasting Satellite)による競争促進とデジタル化推進を目指し、衛星放送とCATVとの競争を通じて多チャンネル映像配信市場における競争を促進させるための規定、地方におけるデジタル放送の普及促進のための規定を設けることを目的に著作権法及び1934年通信法の一部改正を行うものとして、2004年12月8日に成立。現在、 FCCにおいて、同法の施行にあたり、議会への報告、規則改正等の作業が実施。

多チャンネル映像配信市場における競争促進を目的として、「ローカル・イントゥ・ローカル」サービスの制度化等、DBS事業者に対してCATVとのイコールフットिंगの導入等を規定する1999年衛星放送家庭視聴改善法に加え、DBS事業者がCATV事業者と同様に、FCCが指定する「重大視聴局」を送信することができるようにし、地上デジタル放送がおこなわれていない地方において、DBS事業者が当該地方以外のデジタル放送を送信すること等を規定。

2002年4月8日にFCCにより承認されたDBSサービス命令（“Policies and Rules for the Direct Broadcast Satellite Service”）により、DBSに関する規制及び政策が改正。従来、衛星放送に関する規制については、それが1980年代当初、本質的に放送サービス（無料広告放送）でなるものと描かれていた時代に採用されていたが、その時以来、実際のサービスは、有料ベースで番組サービスを提供されており、実際にもその結果、衛星産業における堅調で成功した部門としてDBSが成長。この実際のDBSの運用方法等に適合させるために規制等を改正。

当該変更により、急速に成長し変化しているDBSの規制を簡素化し、多チャンネル映像配信市場における公正かつ一層の競争の促進を支援し、衛星放送事業者における最大限の柔軟性を確保するとともに、効率的かつ迅速な周波数及び静止軌道資源の利用を促進することを目的。

当該命令では、DBSに関する規制について、それに適用される手続を簡便にし、不必要な申告義務を撤廃し、そして、DBS免許に係る手続を他の衛星サービス（FSSを利用した番組配信サービス等）の手続と調和。